社団法人全国有料老人ホーム協会のあゆみ

協会設立に至るまで



海外研修 オーストラリア セントアンドリュースホーム風景

有料老人ホームへのニーズの高まりと 老人福祉法の制定

社団法人全国有料老人ホーム協会は、その名の示すとおり、有料老人ホームの設置・運営に係る事業を行う法人または個人を正会員とする民法法人であり、老人福祉法(昭38法133)上の法定法人である。当協会が設立されたのはちょうど20年前の1982年(昭和57年)2月8日であるが、協会20年のあゆみをたどるに当たり、まず、協会設立に至るまでの経緯として、わが国における有料老人ホームの事業ないし制度の展開過程をみておきたい。

法律制度としての有料老人ホームは、1963年(昭和38年)に制定された老人福祉法で「常時10人以上の老人を収容し、給食その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設であって、老人福祉施設でないものをいう」(同法29条1項)と規定されたことに始まる。

しかし、それよりはるか以前の1935年(昭和10年)前後ころ、すでに有料養老院、老人アパートの必要性が社会福祉事業関係者らによって主張されていた。また、現実に1932年(昭和7年)施行の救護法(昭4法39)で設置された養老院に公的な措置によらない自費入所者がいたし、1947年

(昭和22年)前後ころには、公費によらない有料老人ホームを開設して、生活保護法(昭21法17、昭25法144)の適用対象となるほどの困窮状態にあるわけではないが自立した生活が送れないとか、将来に不安がある高齢者を入居させる事業者もいた。しかし、公費によらない有料老人ホームは、施設費から運営費まですべて入居者負担となる関係で、入居者にとっては負担が重く、事業者としても入居者から必要な費用を十分に集めることができず公費による老人ホームよりも少額の費用で運営し入居者に低度の処遇しかできないものが大部分であった。

ともあれ、わが国は、第2次世界大戦が終わった1945年 (昭和20年)から平和条約 (昭27条約5)の発効に至る1952 年 (昭和27年)までの7年間にわたるGHQ占領下での日本民主化政策で明治憲法 (明22)が廃止され、これに代わる昭和憲法 (昭21)が制定されたこと、そして、これに伴う家族法 (民法)改正 (昭22法222)で「イエ」制度が廃止されたことで、従来「イエ」制度の枠内で構築されてきた老親扶養システムは崩壊する結果となった。このことは、有料老人ホームの必要性を社会的にこれまで以上に強く意識させるに至った。1952年 (昭和27年)にセンセーショナルな題名のゆえに社会の関心を集めた小冊子『孝行無用』(戸川行男



海外研修 オーストラリア セントアンドリュースホームにて



戸川行男著『孝行無用』



海外研修 オーストラリフ デ・ポール・ヴィラ

著/アテネ文庫)が刊行されたことはその当時の世相の投 影ともいうべき象徴的な出来事であった。

民法改正によって構築された新しい扶養システムでは、 子どもたちが老親に対して平等に扶養義務を負うことになったが、いざとなると、老親をたらい回しにして事実上扶養 してくれないのではないかという高齢者らの将来生活への 不安感を増幅させることとなったし、国家には従来の老親 扶養システムに代わって構築された新しい私的扶養システムを補完するための公的な高齢者福祉制度づくりが要請 されたのであった。

このような社会事情のもとで、有料老人ホームが、1950年(昭和25年)前後ころから、地方公共団体、財団法人、社団法人、社会福祉法人、宗教法人、個人篤志家などによってつぎつぎと開設されるようになった。それにともなって、有料老人ホームの普及、軽費老人ホームの設置促進のためにはそれらの法律的位置づけが必要であり、そのためにも老人福祉法の制定をすべきであるという動きが社会福祉関係者の間で高まっていった。

1960年(昭和35年)前後ころから、厚生省社会局施設課等によって高齢者関連施策の一環としての老人福祉法制定への具体的検討が進められていた。その検討過程にお

いて、1961年(昭和36年)度予算で軽費老人ホームの設備 費に対する国庫補助が初めてついたこと、また、その年度 から有料老人ホームとして厚生年金加入者を対象とする厚 生年金ホームが北海道函館市(1961年6月開設)、静岡県熱 海市(1962年10月開設)等々に設置されたこと、そして、こ れより先であるが、簡易保険加入者を対象とする簡易保険 加入者ホームが有料老人ホームとして1958年(昭和33年) 度以降、大分県別府市(1958年4月開設)等々の各地に設 置されたこと(厚生年金ホームも簡易保険加入者ホームも 健常者が対象で終身介護はない。ただし、1991年[平成3年]千葉県浦安市に開設された簡易保険加入者ホームは 終身介護付き)などが注目される。

1962年(昭和37年)7月、厚生省・社会福祉審議会小委員会(会長・木村忠二郎)は、中間報告「老人福祉施策の推進に関する意見」で、老人福祉法制定に係る留意点として、軽費老人ホームについては「低所得の老人のため……設置を促進する」、有料老人ホームについては、「積極的にその普及を図るとともに、老人福祉の観点から適度の規制を行う」べきであるとした。これに対し、翌1963年(昭和38年)2月、厚生省・社会保障制度審議会(会長・大内兵衛)は、厚生大臣への「老人福祉法案要綱について」と題する



海外研修 オーストラリフ デ・ポール・ヴィラの



介護型ホーム研修(国内)

答申書で、軽費老人ホームを含めた老人福祉施設に関し 「国は、老人福祉施設の不足の現状にかんがみ、国又は公 営等の施設の拡充に努め、特に地方公共団体に対する思 い切った財源措置をとるべきである」としたが、有料老人ホ ームについては、都道府県知事の「勧告により、無用の統 制を行なうようなことがあってはならない」とした。

有料老人ホームについて、上記のように中間報告と答申書とで調子の異なる意見が出されたからであろうか、1963年(昭和38年)制定の老人福祉法では、軽費老人ホームは老人福祉施設のひとつとして「第3章 老人福祉施設」中に規定されたのに対し、有料老人ホームは「老人福祉施設でないもの」として「第5章 雑則」中に規定された。

有料老人ホーム規定が「雑則」中に置かれたということは、当時、高齢者に対する国としての関連諸施策上、有料 老人ホームをどのように位置づけ方向づけるかについて明 確な方針・姿勢を打ち出すことができなかったことによる ものであると理解される。

老人福祉法の施行と有料老人ホーム

老人福祉法では有料老人ホームが規定されるとともに軽

費老人ホームも規定されたことから、老人福祉法施行前からあった有料老人ホームは、軽費老人ホームに転換するホームと転換せずに老人福祉法上の有料老人ホームに移行するホームとに分離されることになったが、軽費老人ホームについては、設備費に対する国庫助成の予算措置がついたことから一部では「老人下宿に金を出すのか」との批判もみられた。

ともあれ、既存有料老人ホームの対応はさまざまであって、実際には、老人福祉法上の有料老人ホームとしての届け出をしないホームや届け出をしても受理されないホームも少なくなかったし、また、有料老人ホームから軽費老人ホームへの転換が認められたホームは数字的にはわずかであった。というのは、既存の有料老人ホームで軽費老人ホームに転換をしようとしなかったホームがあっただけでなく、施設規模・内容からとうてい軽費老人ホームとして認められないようなホームが少なくなかったからである。

老人福祉法の制定施行は、社会的に、有料老人ホームの認知度を高めることになって、1965年(昭和40年)以降、社会福祉事業にこれまで直接の関わりを持たなかった生命保険会社、商事会社、不動産会社、建設会社、鉄鋼会社等々、大手の株式会社等が次第に有料老人ホーム事業に



介護型ホーム研修 個室内部(国内)



介護型ホーム研修 リハビリルーム (国内)

関心をよせ新規参入する動きがみられるようになってきた。 これは、有料老人ホーム事業の社会的信頼性を強めるも のとして好意的に受けとめられ、福祉産業とかシルバービ ジネスなどという言葉が社会に流布し始めたのもこのころ からである。

それと同時に、有料老人ホームも多様化した。立地条件 からは、保養地型・田園型・都市近郊型・都市型等、入居 (利用)条件からは、健常な高齢者を対象とする利用期間 限定型(例えば最長5年間)・入居時に健常者であることを 条件とするケア付き終身利用権型・入居時すでに常時要 介護状態にある高齢者を対象とする介護専用型等、各種 の有料老人ホームが設置運営されるに至った。以上はいず れもいわゆる利用権型であるが、これとは異なるタイプの高 齢者向けケア付き分譲マンションが、民間事業者によって、 1971年 (昭和46年) ごろから、静岡県熱海市、東京都小金 井市等で建設供給されるようになった。これについては、 住宅なのか、有料老人ホームなのかが問題とされたが、後 掲有料老人ホーム問題懇談会報告書では、「分譲型老人向 けケア付きマンションは入居者の持ち家であり、有料老人 ホームには該当しないものと考える」としたこともあって、行 政側は老人福祉法29条の有料老人ホームには該当しない

が、生活支援サービス面では有料老人ホームと共通するものがあるから、有料老人ホーム類似施設として有料老人ホーム設置運営指導指針に準拠して運営されるべきであるとして今日に至っている。

高齢化社会への突入と「終の住みか」として の有料老人ホーム

1970年(昭和45年)、わが国は、65歳以上の人口が730万人、総人口の7パーセントに達し、高齢化社会に突入するに至ったが、これにともない、近居または隣居の、頼れる、あるいは、頼りがいのある近親者 (next of kin)を持たない高齢夫婦のみ世帯、高齢姉妹のみ世帯、高齢単身者世帯などの増加が顕著になってきた。

このような社会状況のなかで、1972年(昭和47年)、有吉 佐和子の『恍惚の人』(新潮社)が発表された。これは、心 身機能が低下した高齢者の介護をめぐる近親者間の確執 を鋭く描き出した文学作品であって、世の人々に、自分た ちの老後問題、家族による老親介護の限界等を考えさせる 格好の教科書となった。のみならず、家族に頼れない、家 族の世話になりたくない、自立自助の老後を全うしたい、そ



海外研修 オーストラリア デ・ポール・ヴィラのバス



有吉佐和子著『恍惚の人』



海外研修 オーストラリア

のための住まいはどうのような住まいであるべきか等を真 剣に考える数多くの高齢者の存在を社会的に抉り出すこ とに少なからざる役割を果たした。

まったくの偶然の符合とはいえ、そのような社会に存在する高齢者たちのニーズに応える高齢者世話ホームともいうべきタイプの有料老人ホームとして、翌1973年(昭和48年)に入居一時金方式によるケア付き終身利用権型有料老人ホームの第1号が静岡県浜松市に開設された。これは、老後の安心を入居時に支払う一時金であがなう「終の住みか」として有料老人ホームを積極的に選び取ろうという高齢者に、最適の住まいとして受け入れられ、その後、有料老人ホームの本命となるに至った。

有料老人ホーム設置運営指導指針が定められた

1974年(昭和49年)11月、有料老人ホームの設置運営に関するガイドラインとして厚生省は有料老人ホーム設置運営指導指針(昭49・11・5社老90)を定めた。これは、同年8月、厚生省・中央社会福祉審議会老人福祉専門分科会(会長・安田厳)が「有料老人ホームのあり方に関する意見」をまとめ、そのなかで、「わが国の民間企業の投資活動も次第

に生産面から住宅、老人ホーム等の生活、福祉面への比重 を移してきている。このような事情を反映し、この種の施設 は着実に増加の傾向にある。また、各自の収入と好みによ って選択できる居住性も高く、かつ必要なケアも保証され た快適な有料老人ホームに対する国民の要求もますます 高まっている。このような有料老人ホームが大量に整備さ れることは今後の大きな社会的な要請となってこよう。…… 有料老人ホームの運営にあたっては、特に入居後入居者の 所得水準が低下した場合や心身の機能が減退した場合に どう対処するかも十分考えておかなければならない。…… 有料老人ホームである以上、入居者の福祉という観点から 少なくともこの程度の要件を満たしてほしいという指針を 示し、民間を中心に有料老人ホームの設置運営をしようと する動きを適切な方向に導いていくことが必要である」と の提案に基づくものである。なお、この専門分科会が、「一 定の基準を満たす」有料老人ホームについては「政府関係 機関による財政投融資の対象とすべきである」との意見を 付したことから、この年以降、有料老人ホームは、建設費に ついて、政府系金融機関である日本開発銀行から融資が 受けられるようになった。



海外研修 オーストラリア



海外研修 スウェーデン ナイトパトロールに同行

倒産ホー 4

地元資産家が肩代わり 新し、 開業

いた。入居保証金九百九十万一

処理が進められた結果、青梅市青 人や裁判所による三年越しの残務 会サンメディック」は、破産管比 村町栄町の有料老人ホーム「向陽 次して倒産した東京都西多摩郡羽 できぬまま、経営が行き詰まった 築代金との他の支払いがほとんど た人居保証金などによるホーム建 めるととができず、あてにしてい 表取締役)が計画通り入居者を集

施上さんは施設を買い取ると同

契約している。「グリーン東京」 八人が十一月一日人居を予定して **帰**二組、三人姉妹、単身一人の計 えている」と流上さん。すでに主 ム協会に加入後は、引き合いも増 したが、九月に全国有料老人ホー 人の見学者しかなく、先行き心配 で不安なのか、七月、八月に各三 人。同食實三万六千円(一人)。 理費六万円(一人)九万円(1 は三百五十万円上積み)。月額 千百九十万円(一人。夫婦の場合 「あんな事件があったあとなの

1983 (昭和58) 年10月14日 朝日新聞

向陽会サンメディック倒産事件と 有料老人ホーム問題懇談会

1980年(昭和55年)、有料老人ホームは、全国で76施設、 入居定員5567人になったが、この年の3月、東京都西多摩 郡下にある有料老人ホーム・向陽会サンメディックが総額16 億円の負債を残して倒産するという衝撃的な事件が起き、 社会問題化した。

このホームは、敷地8500平方メートル上にRC造建物4棟 (3階建、一部7階建)が建てられていて、専用居室数は136 で、床面積9.75平方メートルから43.34平方メートルまで6タ イプあるが、1979年 (昭和54年) 5月の入居開始から38人が 入居しただけで入居者数が増えず経営的に行きづまった ことが倒産の原因であった。正確にいうと、1980年(昭和55 年) 3月に銀行取引停止、翌1981年 (昭和56年) 11月に東京 地裁八王子支部で破産宣告を受けた。

この事件を契機として、銀行取引停止になった翌4月、 厚生省は社会局に有料老人ホーム問題懇談会 (座長・橋 本司郎)を設けた。 同懇談会は、「先般の東京都下におけ る有料老人ホーム倒産事件のような不幸な事例を防止し、 有料老人ホームの健全育成と入居者の保護を図るため

グリーン東京」として開業した。 で己が施設を譲り受けて一新、今 称の資産家で林業、滝上茂さん

倒避は当時、設立会社「向陽会 一日から「高齢者マンション

個祉開発センター」(森田尊介代

ベットを備え、医師、看護婦も置 にとぎつけた。夫婦用百壑、単身 時に株式会社「グリーン東京」を

用三十室。併設の診療所には十九 創立、施設に手を入れ、オープン

は電話〇四二五一五五一八一

……必要な対策を検討」し、その結果を、1981年(昭和56 年)6月8日、「有料老人ホームの健全育成と利用者保護に 関する当面の改善策について」と題する報告書にまとめ た。「有料老人ホームに入所しようとする人々は、老人福祉 施設である老人ホームへの入所要件に該当しない老人 や、公的援助のある施設に入所することを望まない老人 であり、画一化された施設やサービスを期待しているもの ではない。老人福祉法もこのような老人の多様なニーズ に応えるためには、民間の活力と創意工夫を尊重するこ とが必要であるとの考え方から、有料老人ホームには必要 最少限度の規制を行うにとどめているものである。当懇談 会は、これらの多様な老人のニーズに応えるためには、民 間の活力と創意工夫を十分に活用すべきであると考えて おり、民間の自由な活動の中で利用者の保護をいかにし て確保していくかが行政に課せられた課題であると考え る。当懇談会としては、事業者による団体を結成し、事業 者が自主的な努力や規制を行っていくことが最も現実的 かつ妥当な方策と考えており、行政はこのような事業者に よる努力や規制が実現し、実効あるものとなるような環境 づくりを心がけるべきであると考える。なお今後、事業者 団体の自主的な努力や規制と現行制度の活用によって



海外研修



銀座東邦生命ビル 外観

もなお問題が生ずるようであれば、有料老人ホームの持ち味を失わせないよう配慮しながら現行の事後届出制の見直し等規制の強化を検討していくことも必要であろう。利用者、事業者、行政がそれぞれの立場から本報告に沿った対応を進めることにより、有料老人ホームの健全な発展と倒産等による利用者の被害の未然防止に資することを期待するものである」というのが、報告書の要旨である。

1981年(昭和56年)の有料老人ホーム設置 運営指導指針改正等

この懇談会の報告書が出た直後に、厚生省では、有料 老人ホーム設置運営指導指針の改正(昭56・6・30社老68) を行い、有料老人ホームの健全育成と利用者保護に関す る当面の改善方策を盛り込んだ。それと同時に、各都道府 県民生主管部(局)長に対し、「有料老人ホーム設置者等か らの報告の徴収について」と題する通知(昭56・6・30社老 69)をしたが、これは、管下所在のすべての有料老人ホームに対する指導の一環として、また、利用者に対する情報 提供のため、有料老人ホームの経営状況等に関する報告 を徴収する上での留意事項を内容とするものである。

社団法人全国有料老人ホーム協会の設立

有料老人ホーム問題懇談会報告書の提言を受けて、 1982年(昭和57年)2月8日、社団法人全国有料老人ホーム協会は、有料老人ホーム事業者およびこれに準ずる事業者等を会員とし、厚生省を主務官庁とする民法法人として設立された。理事長には、1954年(昭和29年)以来、神奈川県小田原市で有料老人ホーム事業を展開する財団法人長寿会理事長である加藤泰純氏が就任した。

協会は、「高齢社会の到来に対処し、全国の有料老人ホームの入居者の保護を図るとともに、有料老人ホームの健全な発展並びに高齢者のための居住施設に居住する高齢者向けのサービス提供事業の質の向上及び充実を図り、もって高齢者の福祉の増進に寄与することを目的とする」(協会定款第3条)団体であって、単なる事業者の仲間的利益を図る団体ではない。極めて公益性の高い団体として、その存在が認められているのであって、協会は、その目的に向けて、有料老人ホームの設置運営に関し、事業者からの相談、事業者に対する指導・勧告、入居者からの苦情の解決、入居希望者に対する入居相談・情報提供、ホーム職員の研修、調査研究、広報活動、関係官庁等への建議・協力



銀座東邦生命ビル 外観



銀座東邦生命ビル 1 F正面玄関

等々、幅広い活動を行うことが定款で定められた(協会定 款第4条)。

協会設立と新聞報道

協会設立に必要な許可申請を厚生省に行ったのは1982年(昭和57年)2月2日であるが、翌3日付け朝日新聞朝刊一面トップにその記事が「安心できる老後のために……/有料老人ホームが協会/空き室情報を提供/施設選びの相談も」という見出しで掲載された。記事では、「老齢化が急ピッチで進む半面で、現在、厚生年金受給者の89パーセントは家を持っているなど、資産のある層も増えている。老後を自らの蓄積でまかなおうとする人びとの要望にこたえるのが、有料老人ホームであり、施設をどう育てるかは『中流化』が進む日本では多くの人びとに共通の問題といえる。しかし……法的な位置づけはあいまいなため、野放しになる危険性も大きい」「協会がどのような役割を果たすか注目される」とコメントする。

たまたま同じ朝刊の社会面に載った「大金残し独り暮ら し老女餓死」という事件は、お金持ちでも家族構成上、老 後の生活の安定が得られない人々が増加していく時代背

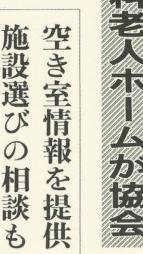
安心できる者後のために…

が、協会がどのような技器を 果たすか注目される。 のあり方が見直されている を増やし、利用者とホームの とを逃ず。加盟施設の信頼度 相談に乗ったり空音密情報な 和年寄りのため、施設を選ぶ 間省は近く許可する。協会は 構成の変化などで断しい老後 うわけだ。 人口高齢化や変換 。共祥共学、をはかろうとい を確保するとともに入所者数

会」の股立許可を申請した。 人・全国有料老人ホーム協 でに摩生者に対し、「社団法 植成することになり、一日生 とまって初めて事業者団体を

数はは成人・金融有等を木・一之(新郷)なり、主意協議館、名字・密を着り、場合市町10 間度、株式会社なりの影響を取る。 (金) 代表学 (場) はいません (場) はい

簡の有料者人中人がま





しかし、養養老人ホームなど、生活の場を提供したい」と話し

役割を評価できる。 している点など、その先導的な主体で自主規制を課を示そうと

ゆったりした食堂で食事をする有料を 人ホームのお年寄りたち一神祭川県小 田原市入生田の財団法人長寿会で

三十六年後の昭和九十三年(一一春、聡朝十六億円の負責を残じって日本の将来入口新推計」に、おいまいなため、野政しになるよった。十五歳以上の老人は、然晩性も大きい。特に一郎年とよると、六十五歳以上の老人は

養老院的イメージ

脱皮へ先導的役割

題といえる。 は「安心していただける老像の題といえる。 を持っているだけ、実際のあ 厚生物の「有利多く中」のは、 を見かれなりできる人が、のは非子八、一般総合者と、これで、を表示して、 を見かれなりできる人が、のは非子八、一般総合者と、これで、を非十二人で、推定を との選択したまとのが、有利・行なける。当のな業長といいけれなり参与し、業を行る美 を見かれなりできる人が、のは非子八、一般総合者と、これで、を表示して、 を表示して、と表を当ら、 の様を対し、 (学教育・十二年、 後男がなり、 育月を目に発生し を見かれまして、 か。今回の全世組載結成は民間

大金残し独り暮らし老女餓死

「ゼロ・クーボン側」が大モテ (8 更) 最高数、英文の上告門前払い モロニ首相の監禁場所わかる (3 更) 三原以〇負げ、初訪衛之多よ モロニ首相の監禁場所わかる (3 更) 三原以〇負げ、初訪衛之多よ

23

1982(昭和57)年2月3日 朝日新聞

現 行 所 朝日新聞東京本社 東京都中級領地57月3第2号 報 67,031545一0131 東伊爾日康東京の一7708 〇朝日新第東京本社1987

51



銀座東邦生命ビル 1Fエレベーター前

景を象徴するものであった。有料老人ホームがそのような 高齢者の老後の住まいとして果たす役割の有用性を社会 に認識させるひとつの大きな契機になったことは確かであ る。

業務開始当初の協会事務所

協会は当初13社19ホームの少数の加盟で発足、財政的にも極めてタイトであり、協会事務所は、初代理事長加藤氏の尽力と同氏が懇意であった東邦生命保険相互会社社長・太田清蔵氏の厚意により、東京都中央区銀座3丁目にある銀座東邦生命ビルの7階が、共益費だけを払うという無償に近い形で提供された。

発足後間もないころ採用され当時ただ一人の職員であった事務局職員は、当時のことを回想して、「隣のプランタン・デパートのビルが工事中でした。でも銀座通りの町並みは高さ制限があって建て替えが難しいから現在もあまり変わっていません。事務所はもと東邦生命の会長室で、本来、ビルの7階は一切貸さないというのを、高齢者は渋谷や新宿ではなく銀座がふさわしいからと特別に居抜きで貸してくれたのです。室内の床は寄せ木細工が施され、照明は重厚な

趣のあるシャンデリアでカーテンは今も当時のまま。暗褐色の大きな両袖机と肘掛け椅子、それに、大型地球儀、木製ロッカーが各1つ、そして、会議用の大型で楕円形をしたテーブル1つといくつもの背もたれの高い肘掛け椅子がありました」と語る。

同氏は、協会の事務局職員となる前、東京都中野区にある心身障害児の通園施設で8年間指導員をしていたことがあるが、同じ福祉とはいえまったく違う有料老人ホーム事業の世界に飛び込んだ当時、「有料老人ホームは、老人福祉法に条文上明記された施設なのに、老人福祉施設ではないと書いてあって、これは、いったい、どういうことなのだろう」と戸惑ったという。しかし、戸惑いながら手探りで果敢に仕事に取り組んでいったことなどを思い出して、次のように語ってくれた。「環境が整っていないところで、第一線で活躍中の先生方ばかりが誰も何にも手をつけていない分野を立ち上げていく過程をつぶさに見ることで、すごく勉強になり感謝しています。仕事は本当に関心の持てるなかみの濃い仕事ばかりで、行きづまったということはありませんでした。それが今もずっと続いていて協会での仕事に誇りをもって当らせてもらっています」と。





理事長室



挨拶をする山下局長

協会設立披露パーティー

1982年(昭和57年)3月31日(水)、協会は、東京・四谷にあるホテル・ニューオータニ本館16階「紫雲の間」で、理事会を午後3時から、臨時総会を午後4時から開催した後、当時の厚生省山下社会局長、有料老人ホーム問題懇談会の委員東浦めい氏等多数の来賓を迎え、事業者なども出席し同ホテル本館1階「梅の間」で設立披露パーティーが開催された。

協会設立以後 ―― その活動の軌跡

有料老人ホームの健全育成を目指しての 協会事業の立ち上げと消費者団体の動き

協会は、1982年(昭和57年)2月17日に最初の理事会を開 催してから、その後、ほぼ毎月1回の割合で理事会を開催し た。公益法人の理事会は年に2回または3回程度の開催回 数のところが多いといわれているのに比べれば、極めて開 催回数が多いが、これは、有料老人ホーム事業にはそれだ け検討され解決されなければならない数多くの問題があっ たということを意味するものといえよう。

とにかく、当時はまだ有料老人ホームは事業としてその 全体を数量的・総合的にみた場合、規模・内容等々の点で 揺籃期を脱しきれておらず社会的認知度・信頼性も十分で ない状態にあったし、事業者に対しては、その自主性・独 自性を尊重し法律等による規制は最小限度に留めるとい う施策態度がとられていて、結果的には、多様性過多で利 用者保護に欠けるところがあり、有料老人ホーム事業は、事 実上、一種の放任に近いカオス的状態におかれていたこ とは否定できない。

理事会は、そのような事業の有り様をふまえ現状打破を 図るべきであること、そのためには協会設立の目的・趣旨



3月31日総会風景



1983 (昭和58) 年9月30日 朝日新聞





総会風景



1982(昭和57)年10月22日 朝日新聞



1984(昭和59)年3月2日 朝日新聞

に従って有料老人ホームの社会的な認知度・信頼性を高めるよう事業努力を積み重ねていくべきであることなどを確認するとともに、協会として行うべき具体の事業についての論議がなされた。その論議のなかで、有料老人ホームを設置運営する事業者は倒産しないよう総力を結集して事業しなければならない責任があることは当然であるが、しかし、それでもなお倒産という事態は起こりうるわけで、そうである以上、利用者保護という見地からも、その後始末を事業者だけに負わせるのは酷であり、協会としても、倒産問題に対応するための枠組み作り、安全ネットワークの必要性があることなども取り上げられた。

しかし、設立当初で財政基盤が極めて脆弱な協会としては、公的あるいは民間の研究助成金の交付を受けて進めるにしても、到底、数多くの具体の諸事業を同時平行的に行うことは不可能であり、したがって、事業実施の優先順位をどのように決めるかが、相当に難しい問題であった。できることから実施するということで、とりあえず1982年(昭和57年)度から協会が実施した主な事業は、有料老人ホーム事業者が協会に会員として入会するについての基準づくり、会員事業者が設置運営する有料老人ホーム情報誌としての入居ガイドの発行、入居希望者に対する有料老人ホ

ーム紹介・入居相談、入居希望者向けの有料老人ホーム 事情紹介セミナー、有料老人ホーム事業に参入する事業者 向けセミナー、入居契約書の実態把握のための調査研究 等であった。

翌々1984年(昭和59年)度には、「有料老人ホームの機能 及び施設設備に関する意向調査」として第1回有料老人ホーム基礎調査を実施した。入居希望者を対象にアンケートを行い、その結果に基づいて、ホームの立地タイプや入居金、設備、サービス機能など、求められる有料老人ホーム像をまとめたものである。それ以来、基礎調査は5年ごとに20年間で5回行っている。

同年3月、「高齢化社会をよくする女性の会」が、樋口恵子氏(東京家政大学教授)、袖井孝子氏(お茶の水女子大学教授)らにより発足。樋口氏、袖井氏ら同会のメンバーは、時代に先駆けて、有料老人ホームを子細に点検調査して、その成果を発表し、また、シンポジウムを開催するなど、幅広い活動を展開してきた。同会が有料老人ホームに強い関心を持ち女性の視点から取り上げるに至った経緯等について、1992年(平成4年)8月開催の座談会「有料老人ホームの現状と課題」(『有料老人ホームQ&A100』亜紀書房1993年)で、樋口氏は、「いま、有料老人ホームから



ホーム長会議



1983 (昭和58) 年6月17日 朝日新聞



1983 (昭和58) 年7月29日 朝日



1982 (昭和57) 年12月17日 朝日新聞





契約書検討会

目が離せません。まるで海図なき航海をする船のように、 目的地がはっきりせず、航路が時々刻々変わる感じなの です。すでにその船には、かなりの高齢者が乗客として乗 り込んでいます。途中で海にほうり出されたらかないませ ん。一方で高齢化の進展、家族関係の変化から『よければ 乗りたい』という希望者も多くなっていくでしょう。私たち 高齢化社会をよくする女性の会・有料老人ホーム研究会 では、なんといっても女性が『乗客』に多いことから8年前 に研究に取り組み、出版もこれで4冊目になります。…… 『有料老人ホームはどこへ行く』ってタイトルをつけたくな るくらい、この業界の先行きは不透明です。消費者側にと ってはすべて『新商品』であり情報も不十分です。でも、こ のところ、欠陥商品の出現が目立つ半面、行政側も動き出 しました。……より質の高い情報をより多く発信していく ことが、この巨額な高齢者向け商品をよくしていく決め手 だと思います」と語っている。

1986年(昭和61年)には、全国で、有料老人ホーム数119施設、入居者1万2354人と飛躍的に増加する。設立当時、100人規模だった入居希望者・予定者対象のセミナーも都内では500人を越えるものとなった。

1986年(昭和61年)の有料老人ホーム設置運営指導指針改正等

1986年(昭和61年)8月2日、厚生省は、これまでの有料 老人ホーム設置運営指導指針について改正を行い、50人 以上入居できる有料老人ホームにあっては、居室はすべて 個室とし、常時介護を行うための専用居室および定員の5 パーセント以上の特別介護室を設けることなどが定められ、 有料老人ホームの居住福祉施設としての介護機能の強化 が認められた。それと同日付けの厚生省社会局老人福祉 課長通知「市街化調整区域における有料老人ホームの取 扱いについて」(昭61・8・2社老89)および建設省建設経済 局宅地開発課民間宅地指導室長通知(昭61・8・2建設省 経民34)で、有料老人ホームのうちで一定の基準に該当し 実質的に特別養護老人ホームのうちで一定の基準に該当し 実質的に特別養護老人ホーム等の老人福祉施設に近いも のについては、市街化調整区域内に建設することが、厚生、 建設両省の協議で認められることになり、有料老人ホーム の建設立地条件の緩和措置として関係者から歓迎された。

同年11月、厚生省社会局老人福祉課にシルバーサービス振興指導室が置かれ、有料老人ホーム、同事業者および協会はその指導をうけることになった。このことは、有料老



ホーム長会議







設立予定者セミナー

民間の老人ホーム建設民間の老人ホーム建設

来年度から 利率6%に 型数2点。金

1985 (昭和60) 年 12月30日 朝日新聞 人ホーム事業が福祉の世界における民間活力の導入(民活福祉、シルバービジネス)の牽引車的役割が社会的に期待されるに至ったことを意味する。

同年12月26日公布法律109号で老人福祉法29条1項の 従来の法文にあった「収容し」が「入所させ」、「給食」が「食 事の提供」と改められた。この改正によって、有料老人ホーム規定から、救護法、そして生活保護法から引きずってきた 旧態依然たる用語がようやく排除された。

大企業の参入による変化

当時、政府は規制緩和を推進し、民間活力の導入が大きな政治課題となっていた。そうしたバブル期の1987年(昭和62年)ごろより、福祉とはまったく無関係だったさまざまな分野の大企業が社会への還元の観点から、有料老人ホーム事業に参入、有料老人ホームの設立ブームというべき現象が起きる。もちろん福祉的な要素の強い事業であるが、営利を得られる事業として位置付けるものが増えてきた。

また、政府の方針として、社会福祉事業関係にもどんど ん民間を活用していくべきだとして「社団法人シルバーサ ービス振興会」が立ち上がった。同振興会は、在宅等を含



1987(昭和62)年12月1日 朝日新聞

めた組織として、在宅サービス部会や施設サービス部会(有 料老人ホーム) などを設けシルバーマークの付与を行う。 バブル経済は入居者像も変化させた。持ち家率8割以上 の高齢者は、自宅の売却をすることにより、有料老人ホー ムの購買対象者となりうる要素をもつようになった。

このころから、有料老人ホームの数量的増大にともなう社 会的認知度のアップ、入居者サイドでの権利意識の高まり 等が見られるに至ったが、同時にマスコミの有料老人ホーム に対する論調は好意的ながらも厳しさが目立つようになって きた。

特に、シルバービジネスということで新たに参入してきた 民間事業者について、「株式会社のように営利を目的として いるところが、老人福祉を手掛けるのは問題ではないか、高 齢者を相手に金儲けをしているのでは……」という声が聞 かれるに至った。その意味するところは、要するに、有料老 人ホームの法的仕組みは入居者・事業者間の契約がすべ てであり、事業者の恣意性を法的に抑制する格別の仕組み が用意されていないなどの点で、問題なしとはいえないとい うことであろう。確かに、それはそうだが、しかし、有料老人 ホームについては、老人福祉法上、事業者の参入に関する 特段の規制措置が採られていないだけでなく、むしろ、その





1985 (昭和60) 年2月8日 朝日新聞



セミナー会場風景

ような特段の抑制措置を採ることは、参入事業者の多様性を推し進めることによって社会的ニーズに応える有料老人ホーム事業の展開をより容易ならしめようという立場に立つ行政側からすればできないことであり、したがって、株式会社だけを有料老人ホーム事業に参入することから排除するということができないのは当然である。

しかし、株式会社がこの種事業に参入することの問題点として、次のような有識者の指摘があることが注目される。「有料老人ホームを経営する事業者がやみくもに利潤追求にはしることが許されないことはもちろんだが、しかし、事業を進めて行く以上、採算性は当然考慮されてしかるべきだし、施設の経年推移で陳腐化・老朽化した場合における大規模改修とか建て替え等のための積立金等々も必要。したがって、適正な利益という言葉が適切でなければ剰余金と言い換えてもよいが、とにかく、有料老人ホーム事業といえども、ある程度の剰余金は認められて当然で、問題は、どの程度までならそれが許容されるかということなのではないか。この点については、行政側も含め事業関係者らが社会的な合意を取り付けるよう努力することが必要だし、また、この種事業ではいうなれば利益制限会社とでも名づくべき事業者形態が法制度として模索されるべきではないのか」

1988年(昭和63年)、有料老人ホームの増加に伴い、「どこにあるの?」「どの位かかるの?」等の相談件数の増加とともに、有料老人ホーム入居希望者への情報提供を目的とした「輝友の会」が組織され、「輝ニュース」(年4回)が発行された。

同年、高齢者(60歳以上)が自立して安全で快適な生活を営むことができるよう、在宅生活を支援するために、福祉施設と住宅施設の密接な連携の下、安全高齢者世話付住宅(シルバーハウジング・プロジェクト)の建設が推進される。また、この翌年にはゴールドプラン(高齢者保健福祉推進10ヵ年戦略)が策定された。

1990年(平成2年)、「老人福祉法等の一部を改正する法律」(平2法58)で、届出制度が事後届出から事前届出に改められるとともに、厚生大臣または都道府県知事は、入居者保護のため、必要な場合に所要の措置を命じることができることが定められ、さらに、有料老人ホームの規定が「雑則」から外されて、独立の1つの章に格上げされたことなどが主な改正点である。またこの年、建設省より高齢者に向けて安心して生活できる支援サービスが整った「シニア住宅認定制度」が創設される。



セミナー会場前



セミナーパネラー

法定法人となり、「苦情処理委員会」「入居者 基金」設立

1991年(平成3年)、協会は大きく転換期を迎える。改正 老人福祉法が施行され、協会が法定法人に指定され、法定 団体として入居者保護を一層求められるようになる。行政 の代行機関としての性格がより明確化された。

この年、協会は「苦情処理委員会」を設置する。さらに、 入居者保護の根幹をなす新しい制度「入居者基金」を設立 した。この基金は、有料老人ホームという「人生最後の高額 な買い物をした」入居者の保護を目的とするもので、基金 加盟ホームが倒産した場合、基金に加入している入居者一 人あたり500万円の保険金を支払うという仕組みで発足し た。あわせて協会が苦情処理にあたることなども規定され ている。加盟入居者数は約8000名(2002年1月末現在)。

しかし、この制度も、「十分な議論を重ねず先に基金が 出発してしまったため、未だに問題点をひきずっている面 がある」との指摘もある。

このころ、非加盟のホームで倒産問題が起こり、有料老 人ホームに対するイメージが悪化する。「悪徳有料事業者を 撲滅しよう」というスローガンのもと、近畿弁護士連合会人 権養護委員会は有料老人ホームの現状をとりあげ問題点を 指摘した。

同年、シルバーサービス振興会が、有料老人ホームにシルバーマークを交付する制度を創設する。健康で入居し、終身安心して暮らせるための施設であった有料老人ホームに加えて、当初から介護が必要な人が入居出来る介護型のホームが増えてきた。

1992年(平成4年)、「有料老人ホームの設置運営指導指針の改正」により、有料老人ホームの設置運営に対する指導の徹底化が図られた。「介護専用型有料老人ホームの設置運営指導指針について」では、常時介護を必要とする施設を対象とし、介護居室の定員の割合が施設全体の定員の半数以上のものとすることや、介護居室の個室は介護居室の定員の約1割とすること、さらに保健婦、看護婦、介護福祉士の資格を有する者、あるいは特別養護老人ホーム等施設で2年以上介護に従事した者が介護に携わることを決めたほか、施設長も同協会が実施する施設長研修を修了することなどの資格条件を規定し、看護婦や宿直者数なども定めた。協会は、「標準介護専用型入居契約書」を策定した。

この年、有料老人ホームの広告表示に関し、広告の面か



ヘルパー研修 焦合写真



事務局執務風景

らも自主規制し、あわせて用語の統一も図ろうと「広告チェックリスト」を作成した。

この間、有料老人ホームの経理、終末介護に関する調査、 痴呆対応検討など有料老人ホームの実態に関する調査、職 種別の研修などを行ってきた。

(株) しあわせランドの倒産

有料老人ホーム(株)しあわせランドは、協会会員として岡山で1991年(平成3年)9月オープンしたが、その経営が悪化し、檜尾栄一社長から協会が支援の要請を受けたのは、1996年(平成8年)になってからであった。

以来、協会では、理事会を中心にさまざまな角度から(株) しあわせランドの再建に向けて検討した。具体的には、厚 生省および岡山県と連絡をとりあうとともに、理事および事 務局職員をメンバーとする調査団を派遣して実情の把握に 努め、さらに、税理士を派遣して経理のチェックを行った。ま た、協会は、入居者保護という観点から、(株)しあわせラン ドの経営立て直しが事業承継方式によって可能なものかど うかの検討についても、協会会員事業者に協力を要請する などの努力を重ねた。 しかし、(株)しあわせランドの経営再建は難しく、結局、協会は、1996年 (平成8年)10月14日開催の第10回理事会決定で、(株)しあわせランドは同日倒産状態におちいったと認定して、協会が設けた入居者基金制度による金銭保証をその入居者に対して実行することとした。入居者には協会所定の手続きによって1人当たり500万円の保証金の支払いが行われた。

これに加えて、協会は、(株)しあわせランドの入居者で移り住みを希望する者については、その希望に添うよう、岡山県および協会会員事業者に移り住み先の斡旋または依頼を行った。その結果、有料老人ホームへの移り住みを希望した入居者は他の有料老人ホームに、特別養護老人ホームへの移り住みを希望した入居者は特別養護老人ホームにそれぞれ移り住むことができた。

(株)しあわせランドの倒産は、入居者保護の視点から、なにができるのか、どこまでできるのかなどが、行政側も含め協会および関係事業者間で真剣な検討がなされ試行錯誤的ながらも対策がとられたが、その一連の経過のなかで、有料老人ホームの倒産が現実に起きた場合に入居者の処遇について、どのような対処をなすべきかで、協会としてなお取り組むべき多くの課題があることが浮き彫りにされた。





事務局執務風景

有料老人ホームにおける表示の適正化と 協会の取り組み





セミナー風景

総務庁の「シルバーサービスに関する行政勧告」

総務庁は1993年(平成5年)、シルバーサービスに関する利用者の保護及び民間事業者の健全育成を図る観点から、 有料老人ホームや在宅サービス事業の実施状況等について、関係行政の改善に資するべく調査を実施、調査結果を報告書としてまとめた。

この中で、有料老人ホームについては、厚生省(当時)に対し、(1)募集広告の内容の適正化を図るよう都道府県及び全国有料老人ホーム協会を通じて有料老人ホームを指導するとともに、都道府県の有料老人ホーム主管部局に対し、景品表示法主管部局との連携を図るよう指導すること、(2)重要事項説明書の作成、入居希望者に対する契約締結前のその交付及び説明並びに必要事項が明示された入居契約書及び管理規程の作成及び入居希望者に対するそれらの交付の徹底方策について、法的に義務付けることを含めて検討すること、(3)全国有料老人ホーム協会の入会基準の見直しを含め、会員に対する指導及び支援の機能の充実方策について検討するよう同協会を指導すること、などの勧告を行った。

協会では、本件の重要性に鑑み、報告書の内容につい

て加盟ホームへの周知を行い必要な改善を促すとともに、 各ホームの契約関係書類(入居契約書、管理規程、重要事 項説明書、介護基準)に関する作成の実態、及びそれらの 協会標準との対比について理事会で審議を行った。

東京都「有料老人ホーム及びその類似施設サービス表示実施要領」

東京都は、1995年(平成7年)に表示すべき生活物資等 (サービス)として、「有料老人ホーム及び類似施設」を指定した。

提供範囲は、主として高齢者に住居を提供し(専用居室等の分譲の場合を含む)、かつ、入居者に家事・介護等のサービスを継続的に提供することを目的とする施設または共同住宅。ただし、老人福祉施設、医療提供施設および短期滞在者のみを対象とする施設を除くものとされた。

表示事項として26項目を定め、表示方法・表示例が決められた。「東京都表示条例による表示」として、有料老人ホーム事業者が、東京都内で営業活動を行う場合は、定められた事項にしたがって表示された書面を交付しなければならないことになった。ホームは、パンフレットとともにこの書面を





小泉厚生大臣とともに



ホーム長会議

同封して送付等行っている。

公正取引委員会の要望と警告、 厚生省から協会・ホームへの運営指導

1993年(平成5年)、公正取引委員会は「近時有料老人ホームの表示について各方面からの指摘があり、また、今後高齢化に伴いその一層の適正化が国民生活において重要となることに鑑み、当委員会は、有料老人ホームの表示について調査を行いました」として、その結果、4事業者に対し老人福祉関連施設の表示問題で初めて行政指導を行い、協会に対しても会員が行う広告表示の適正化に一層務めるよう要望した。

1996年(平成8年)には、公正取引委員会は、終身介護型の有料老人ホームの募集パンフレットに入居後に実際に掛かる費用が明示されておらず、利用者に誤解を招くなどとして6事業者に警告した。

協会は会員に対し、パンフレット等に負担費用等が表示 しきれない場合には、管理規定や重要事項説明書に表示 するよう通知した。しかし、表示についての徹底は今後なお 協会の大きな課題である。

1997年(平成9年)5月13日、公正取引委員会は5事業者 に対し警告を行うと共に、6月には協会に対しても協会の発 行する「有料老人ホーム入居ガイド輝」16号に不当表示の おそれのある表示が認められるとして警告を行った。

あわせて、入会審査の公正かつ透明な運用、広告等にお ける必要表示事項の作成等について検討するよう申し入れ が行われた。

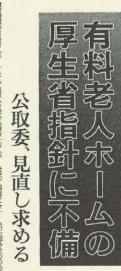
これを受けて、協会は、(1)会員の有料老人ホームについ て、パンフレット、入居案内等の表示と実態とに乖離がない ようにするための会員に対する指導、(2)協会の出版物等に おいて、表示と実態とに乖離がないようにするための会員 に対する指導、(3)協会の事務の執行について、公平性と透 明性の確保を図るための改善策を具体的に行う作業に入 った。

運営改善と公正表示検討会での検討

このことは協会発足以来の大きな出来事であり、その責 任を重く受けとめた理事会は理事の総辞職寸前にまで発展 し、9年間理事長を務めた長谷川氏が責任を取る形で辞任 した。長谷川氏の後任には、副理事長であった三田道弘氏



セミナー風景



して、見直しを求める報告

利用型の施設で表示と実態 「同一施設内で一屋か」「痴呆(ちほう)に

版引委員会は二十七日

十分な情報開示を保障する 傷をまとめた。入居者への

護が必要になったときにど

厚生省の指針では、有料

密に終身介護をするのか 「専用居盛から移される場 とのため報告書は、

解を与えるおそれがあっ 滅するかどろかが明確でな

ものがあり、消費者に誤

ホームの中で、本人が最初携施設で介護する」という に入った居留の権利が消 があった。また、

や消費者センターでも関野 書については自治体の窓口 よう求めた。重要事項説明

1997(平成9)年6月28日 朝日新聞



セミナー風景

が第3代理事長に就任した。

警告の対象となった「入居ガイド 輝」16号は廃棄処分とし、公正取引委員会OBの学識者、消費者団体を含めた「公正表示検討会」を設置し、「会員ホームガイド 輝」17号の必要表示項目をひとつひとつ検討し、新しい様式による「輝」18号を1998年(平成10年)12月に発行した。

1998年(平成10年)には、この年の5月に就任した第4代の 市原俊男理事長が、ガイドブック「輝」の新しい様式とともに 改善報告書を厚生省、公正取引委員会に提出した。

協会の事務執行の改善については、(1)総会議事録等の公開、(2)「輝・友の会」の会員の位置付けの明確化と収支の明確化、(3)入居に関する相談事業の事務処理規程の作成、(4)理事公正のあり方の見直し、(5)入会資格審查委員会・入居者加入審查委員会のあり方の見直し、(6)協会の事務執行体制の見直し等の内容を、またそれらにともなう定款の改正を行った。

また、同年に厚生省は今後の民間育成の観点から「有料 老人ホーム等あり方に関する検討会」(委員長・袖井孝子) を設置し、協会から三田理事が委員として出席し、「有料老 人ホームに係る現行制度の課題、介護保険制度の導入と残 された課題、有料老人ホーム類似施設に対する行政関与の 必要性、高齢者住宅施策の連携と役割分担のあり方、有料 老人ホーム協会のあり方等」について協会の立場で議論、 要望し、報告書としてまとめられた。

有料老人ホーム設置運営指導指針の改正

このような動きの中、厚生省は1998年(平成10年)4月「有料老人ホーム設置運営指導指針」の改正を行った。その主要な改正点は、「(1)介護専用型ホームの指導指針との統合、(2)重要事項説明書の拡充等、(3)有料老人ホームの類型等の見直し、(4)情報開示の推進、(5)特別介護室の名称及び5パーセント以上確保の規定の見直し」であった。

また、介護保険制度施行を前にして、2000年(平成12年) 3月、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に 関する法律」の施行により、有料老人ホームの届出等に関 する事務が機関委任事務から、自治事務となった。これに より、有料老人ホーム設置運営指導指針は、一部改正が行 われ、「有料老人ホーム設置運営 標準指導指針」と名称を 変更した。今後有料老人ホーム事業は、介護保険の実施主 体が都道府県であることとともに、自治体との結びつきがよ り一層強化されることになった。



セミナー風景



セミナー風景

「入居者生活支援制度」の発足

1999年(平成11年)、協会はさらなる入居者保護の制度として「入居者生活支援制度」を発足させた。この制度は、岡山の(株)しあわせランド倒産や1995年(平成7年)の阪神・淡路大震災の際の会員ホームへの支援の経験を基に、「有料老人ホーム入居者基金」ではカバーしきれない事態に対応するために立ち上げたものである。

災害の支援に限定せず、ホームの経営が危機におちいった場合、倒産した後ではなく、その前に経営再建を支援するためにコーディネーターや職員を派遣し、ホームの提供するサービスを継続することによって、ホームの再建を図る、もしくは入居者が次の住みかを見つける斡旋等を行うというのが、制度の内容である。この制度の立ち上げに協会は特別会計として3000万円を計上した。「終の住みか」を提供するという事業者の責任の重さを協会として担うための、充分ではないが第一歩を踏み出した。

「介護保険制度」施行

介護保険制度は有料老人ホーム事業に 何をもたらしたか

国民の共同連帯の理念に基づき、社会全体で介護を必要とする者の介護を支える仕組みとして「介護保険制度」 が創設された。

介護保険法は、1997年(平成9年)12月に成立し、新しい 社会保険制度として公布された(法律123)。

介護保険法は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護・機能訓練、看護、療養上の管理その他の医療を要する者等について、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービスや福祉サービスに係る給付を行うことを目的としている。

介護保険法において有料老人ホームにおける介護は、 「居宅サービス」に位置付けられ、ケアハウス・軽費老人ホームとともに「特定施設入所者生活介護」として位置付け られた。

これまでは、有料老人ホームは、介護費用については、ホーム単位で入居者間の共同連帯の理念のもとに入居者が 負担するということで、入居者から入居時までに一定のまと



1 民老其全保証委託由以書



相談室



情報公開のための会員各ホームファイリング

1997(平成9)年12月10日 読売新聞

まった金額を一時金として前受けしてきた。ところが、介護保険制度の施行によって、入居者がその保険制度による要介護・要支援の認定を受け入居ホームから特定施設入所者介護サービスを受けた場合には、その者に支払われる保険給付金は、介護サービスを提供したホームが代わって受け取ること(代理受領)ができることになった。その結果、代理受領を同意した入居者についての保険給付金は、ホームに支払われることになる。そのため、ホームは、入居者に対し行った介護保険サービスについて受け取る保険給付金と事前に入居者から一括で前受けしている介護費用との関係を調整する必要があるのではないのかなどという問題が生じることになった。これが、いわゆる介護費用調整問題である。

有料老人ホームの契約は、ホームと入居者との間の契約であり、具体的な調整の内容や方法は、契約当事者であるホームと入居者との話し合いと合意により決められることである。この考え方に則して、ホームでは入居者との話し合いにより調整を行い、介護保険制度施行(平成12年4月)までにほとんどのホームは一応の決着をみた。

2000年(平成12年)4月にいよいよ、介護保険制度がスタートした。

今まで、公的な補助、助成の一切なかった有料老人ホームに、一定の条件のもと、介護給付がなされるということは、ホームに対する社会的評価も高まり、経営面でも、入居者の負担軽減という面でも大きなメリットが生じた一方、事業者として一層の責任を認識し、社会の期待に応えていく一層の努力が求められる。

介護保険適用により介護付終身利用型ホーム、介護専用型ホームは増加してきている。介護保険サービス市場への民間事業者の参入は、有料老人ホームの分野でも促進されている。

協会は、介護保険制度がスタートしたこの年「特定施設入所者生活介護利用契約書」を策定したが、「有料老人ホーム標準入居契約書」の改定、苦情解決の仕組みの整備、身体拘束廃止の具体的行動等が求められている。

同年、介護保険に続いて成年後見法(平成11法律149号による民法第一部改正法)が施行された。成年後見とは、従来の禁治産・準禁治産制度を改めたもので、痴呆の高齢者や知的障害者の財産管理や生活などを法的に守る制度である。あわせて、判断能力のあるうちに、あらかじめ後見人を決めておく任意後見(契約後見)制度も設けられた。

最高裁判所が発表した2000年(平成12年)度の成年後



◇■美容料の粉ね





協会コーナー

見の申立ての概要によると、痴呆性の高齢者の財産管理・ 処分を、だれがどのようにやっていくのかという財産管理申 立てが過半数を占めた。かねてからこの問題は高齢者に とって大きな関心となっており、介護保険制度と成年後見 制度の二つの制度が導入されたことで、一応、老後の設計 に自分の意思が反映される土台が整備されたのである。

現在、自立自助の精神で一歩先を進んできた有料老人ホーム事業、入居者の意思に制度が対応できるようになりつつある。有料老人ホーム協会における会員数は法人で110法人、加盟施設数では設立当初の9倍以上の174施設、加盟ホーム入居者数は1000人から2万1000人と飛躍的に成長し、いよいよ2002年(平成14年)、協会設立20周年を迎えることとなった。

準公的な施設として位置付け

一方で介護保険という公的な資金を投入することで、有料老人ホームは準公的な施設と位置付けられ、行政当局の監督や指導が強化されるようになった。各ホームではサービスの見直しを行い、介護サービスの一覧表や規約を作成したり、ケアスタッフの教育などの整備がなされるなど、より一

層、質の向上への努力が行われている。

一方、解決されない課題も多い。例えば介護サービスでも療養型病床群で受けるし、医療保険が適用されるなど医療保険と介護保険がきちんと区分けされていない、あるいはサービスの質をどう表すか、指針上では許されている表示が、公正取引委員会から不透明と指摘されている点などもその一つ。

また、介護保険の導入により、高齢者福祉の分野に市場原理が導入されることとなり、民間の効率的な事業供給を期待する利用者に対して、救済措置「セイフティネット」等も期待されている。



「有料老人ホーム110番」



2000 (平成12) 年9月28日 朝日新聞

今後の課題



調査報告ほかの書庫

2001(平成13)年9月12日 読売新聞

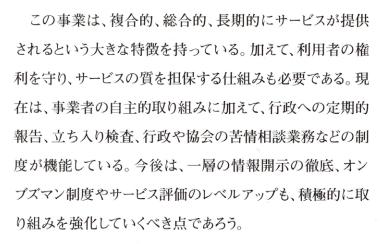
新しいライフスタイルに応えるホームづくり

本来豊かで自立意識の高い高齢者が老人ホームに入居している。今後は新しい価値観に基づく新しい世代が、ますます多く誕生してくる。新しい世代は新しいライフスタイルを求めて模索しているが、有料老人ホームで暮らすということは、新しい世代にとってその有力な選択肢のひとつであろう。有料老人ホームは、10年後の超高齢社会において、変わる家族意識と住まい、財政難から公的部門だけではサービスが著しく不足するため介護市場への民間企業の参入促進政策などを背景にその必要性は明らかである。

有料老人ホーム事業経営にあっては、一般の営利事業経営にみられるような単なる事業規模やシェアの拡大といったようなことを事業目的とするのではなく、むしろ、経営の安定、永続性にこそ事業目的が求められるべきである。そのためには、事業者の自主努力に加えて、事業と行政関与のあり方、法律的位置付けの整理、介護保険制度の定着、公的施設との役割分担、多様化する施設間の競争条件の平等化、税制や、金融面の支援策などの検討、実施がなされることが期待される。協会は有料老人ホーム事業の健全発展のためにこの事業の一層の調査・研究等を進めていくべきで

ある。バブル崩壊後の経済の閉塞感を打破するためにも有料老人ホームのような新規産業を育成し、雇用を促進することが緊要であり、協会事業としてもその一翼を担っていくべきであろう。

複合的・総合的・長期的サービスの提案を目指して



協会は、20周年を機に新たな長期的展望のもと、国民の 誰もが安心して長き老いを全うすることができる、幸福な長 寿社会の構築に貢献することができるよう、また一歩新たな 歩みを進めていく。

ただし、この事業に関連する行政側の住宅・福祉・介護 政策において、省庁間のばらつきや未整備・未成熟な部分



理事人





理事会

があり、利用者と事業者にも混乱が見られる。

市場形成と利用者の期待に応えるために省庁間の連携や地方自治体の有料老人ホーム事業指導の姿勢の足並みをそろえることなどが今後の課題である。